

南風原町 議会基本条例

保存版



目次

開かれた議会を目指して	2
南風原町議会基本条例前文	3
第1章 総則	4
第2章 議会・議員の活動原則	5
第3章 町民と議会の関係	6・7
第4章 町長と議会の関係	8・9
第5章 会議の運営	10
コラム	11
第6章 議会・議会事務局の機能の強化	12・13
第7章 議員の定数及び議員報酬	14
第8章 議員の政治倫理	14
第9章 最高規範性及び見直し手続	15

開かれた議会を目指して

議会基本条例って何？

南風原町議会は、町民の声を聴き、政策提言できる「開かれた議会」を目指すため「南風原町議会基本条例」を制定しました。

南風原町議会基本条例は町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。

議会と町民・行政との関係や議会の役割を明確化し、議会が取り組む基本的な姿勢を明記しました。

全文は町議会ホームページに掲載しています。「南風原町議会基本条例」で検索ください。

議会基本条例は必要？

地方分権の時代を迎え、町の自主的な決定と責任の範囲が拡大しています。議会も政策立案・提言を行う議会へと改革していかなければなりません。

さらに、町民参加と協働のもと、公正性・透明性のある議会、開かれた議会づくりが求められています。

町議会独自のルールを定め、各議員が役割を再認識し、実践することで、さらに行動力のある議会となるよう制定しました。

議会のあり方を町民に対して宣言し、身近で存在感のある議会となるよう努めます。

議会活性化の歩み (誌面の都合上、一部抜粋)

平成

14年3月

一般質問 一問一答方式

一般質問の充実のため、質問制限時間30分以内の一問一答方式を導入しました。

21年9月

賛否の状況を公表

賛否が分かれた議案の賛否状況を議会だよりに掲載。平成25年3月定例会から全議案の賛否をHPに公表。

23年6月

議会活性化調査特別委員会設置

「議会基本条例」の制定をはじめ、議会改革の検討を行うため、特別委員会を設置しました。

24年4月

議会報告会の実施

町政全般に関して、町民と情報共有や意見交換をするため、議会報告会を開催します。

25年3月

一般質問対面方式を採用

町長と向き合い議論する姿勢を明確にするため、一般質問席を演壇向かいに設置しました。

25年9月

一般質問 答弁書を配布

質問・答弁の論点を明確にし、充実した議論になるよう、答弁書を事前配布としました。

25年12月

インターネットによる議会中継

本会議の状況をいち早く提供するため、インターネット中継と録画配信を開始しました。

開かれた議会

25年12月
議会基本条例制定

南風原町議会基本条例 (逐条解説付き)

南風原町議会基本条例は、前文と9章28条の条文でできています。

平成25年12月の町議会定例会で議決され、平成26年1月1日にスタートしました。

前文

南風原町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市を含む6つの市町に囲まれ、県内で唯一海に面していない町である。首里王府時代から陸上交通の要衝として発展を続けてきた。

南風原町の議決機関は、明治32年(1899年)沖縄県間切規定により「南風原間切会」から明治41年(1908年)4月1日「沖縄県及び島嶼町村制」の施行により村議会へと移行した。その後、悲惨を極めた沖縄戦と27年間に及ぶ米国施政権下を経て、昭和47年(1972年)の本土復帰により、日本国憲法及び地方自治法に基づく自治体及び議会として再出発し現在に至っている。

この間、先人たちは、幾多の困難を克服し、恒久平和を希求し、自治の確立と町民福祉の向上、繁栄の基盤を築き、常に町民の幸せと町政の発展のため、地方自治の進展に努めてきた。

南風原町議会は、町民から選挙で選ばれた議員によって構成され、同じく町民から選ばれた町長とともに、南風原町民の代表機関を構成する。

憲法は町長には執行権を、議会には議決権を与え、お互いにその権限を均衡させ、いわゆる「二元代表制」に基づく地方自治の組織と運営を保障している。

議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、住民の意思を政策に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、南風原町として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、町長とともに町政の発展と町民福祉向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権化が進み、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していかなければならない。

更に、町民の積極的な参加と協働のもと、公平・公正にして透明性のある合議体としての議会づくりを通して、町民の多様な意見を反映でき、町民に開かれ信頼される議会へと成長発展していく必要がある。

このように、議会に課せられた使命を達成するために、議会はここに「南風原町議会基本条例」を制定する。我々は、地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長及び執行機関との持続的な緊張感の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公共性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等を積極的に進めることにより、町民に信頼される品格と存在感のある議会を築きたいと思う。

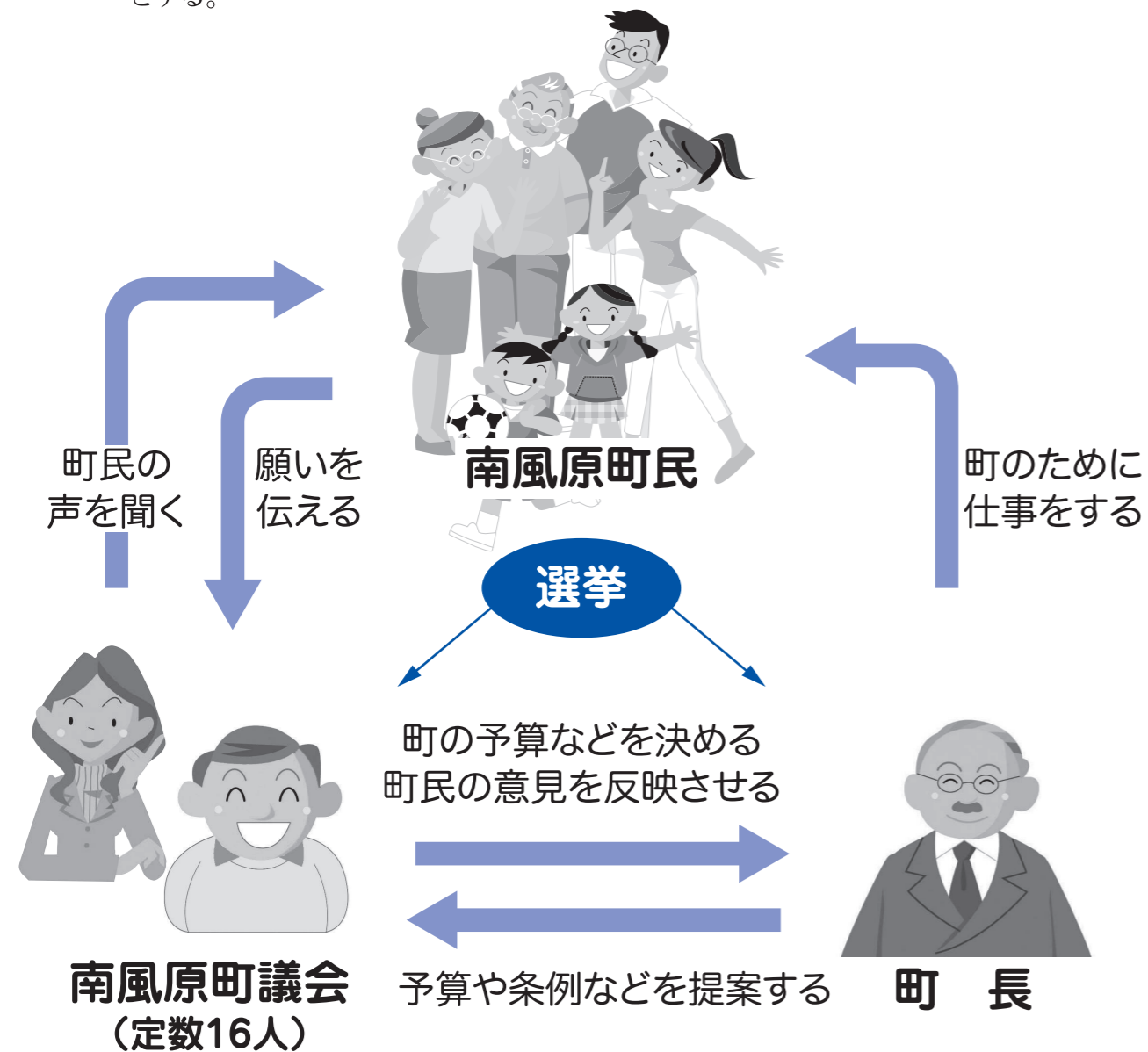
解説

前文では、まず本町の歴史的背景や成り立ちなどの特徴を述べています。つぎに、地方議会の現状を踏まえ、町民と議会が進むべきあり方を確認し、議会に課せられた使命を達成するため明文化し、将来にわたって町民の負託に十分にこたえ、町民に信頼され、町民の福祉の向上と町政発展に全力で取り組んでいくことを決意しました。議会改革の集大成として最高規範であるこの条例を制定することを宣言したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、町民に身近な議会として、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、町民の負託に的確にこたえ、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。



第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会活動を町民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、町民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、町政及び議会活動に反映させること。
- (3) 町民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。
- (4) 町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。
- (5) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について町民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動、政策提言を通じて町民全体の福祉の向上に努めること。
- (3) 不断の活動及び研鑽を通じて自己の資質の向上に努め、町民全体の奉仕者かつ代表者としてふさわしい活動をすること。
- (4) 町民の代表者として、誠実かつ公正な職務の遂行に務め、自らの議会活動について町民への説明責任を果たすこと。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

解説

この条例の制定目的は、二元代表制のもとで、議会に関する基本的なことを定め、それに基づき活動することで、町民福祉の向上と町政の発展を目指すことを述べています。町民に、健康で明るく安心して生活してもらえるような住みよい南風原町にするという目標を確実に実行するために、議会及び議員は、どのような責任を担い、どのような活動をすべきなど、議会に関する基本的な約束を定めています。

解説

第2章では、議会・議員の活動原則を定めています。第2条では、議会の活動原則を5つ定め、第3条では、議員の活動原則を4つ定めています。第4条では、議会活動を行うために会派を結成することができる旨を規定しています。なお、会派を結成するためには、2人以上としています。

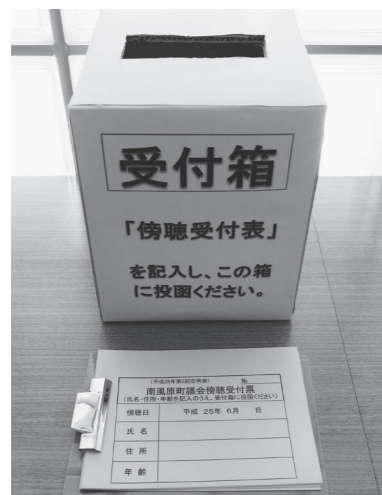
第3章 町民と議会の関係

(会議の公開と町民参画機会の確保)

- 第5条 議会は、南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)及び南風原町個人情報保護条例(平成13年南風原町条例第18号)との整合を図りつつ、その有する情報を町民に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、町民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、町民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。
 - 4 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見交換の場、委員会への出席、現場調査等あらゆる機会を通して、町民の意見等を議会の討議及び政策に反映させるよう努めるものとする。

(説明責任)

- 第6条 議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、町民に対して説明する責務を有する。
- 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。



傍聴受付票



傍聴席

解説 — 本会議・委員会は公開が原則です —

町議会には、本会議と委員会があります。どちらも公開が原則で、誰でも傍聴することができます。どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりすることができます。ぜひ足をお運びください。

— 本会議を見るには —

本会議は午前10時から、町役場5階の議場で開かれます。

希望者は、『傍聴受付票』に住所、氏名、年齢を記入し、受付箱に投函のうえ、傍聴席に入場してください。

(議会報告会及び町民との意見交換)

- 第7条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、町政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。
- 2 議会は、前項の議会報告会のほか、町民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。
 - 3 議会は、前2項の開催に関しては、随時の検証・検討に努めるものとする。

(請願及び陳情)

- 第8条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。
- 2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。
 - 3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。



議会報告会の様子



座談会の様子

解説 第7条では、前条の説明責任を果たすため、「議会報告会」の開催を義務付けています。議会報告会は、これまで3回(平成24年4月、平成25年4月、平成26年5月)開催し、「町民との意見交換の場」を必要に応じて開催しています。第8条では、請願及び陳情を町民による政策提案として位置付け、真摯(しんし)に取り扱う旨を定めています。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

- 第9条 議会は、二代表制のもと、町長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、町長等とともに、町政の発展に努めなければならない。
- 2 議会の本会議における議員と町長等の一般質問の応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
 - 3 一般質問は、事前通告し、町長等は答弁書を提出するものとする。

(反問権)

- 第10条 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

◆議員の「一般質問」とは？◆

議員個人が町の施策や方針などについて説明を求めたり質問することを「一般質問」といいます。

例えば

- 町民の不便や問題をまとめ、解決を求める
- 予算の執行や事業の進捗を問う
- 議員が抱えている抱負やアイデアを政策提言

一般質問は、スムーズな議会運営を行うため、あらかじめ町長に提出することになっています。

南風原町議会では、「一般質問席」を設けて、町長と向かい合って議論を交わします。



解説

第9条第1項では、二代表制における議会と町長等との関係について、両者が常に緊張感を持ち、政策立案、政策提言等を通じて、共通の目的である町政の発展に努める旨を定めています。第2項では、本会議における一般質問は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、一問一答方式で行うことを規定しています。

一問一答方式とは、議会での議論の活性化と町民の皆さんに分かりやすい議会運営とするために、南風原町議会では、一般質問は従来の総括質問方式から回数で撤廃する一問一答方式を採用しています。(平成14年3月定例会から)平成25年3月定例会からは、一般質問席を設けて対面方式を採用しています。また、質問も、質問項目ごとに何回も質問する方法(一問一答方式)と一括質問後、項目毎に一問一答で何回も質問する方法(一括質問・一問一答方式)のどちらかを選択できる制度を導入しています。第10条第1項では、町長ほか町の職員は、議長及び委員長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。

(町長による政策等の形成過程の説明)

- 第11条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。
- (1) 政策等の背景と目的
 - (2) 総合計画における根拠又は位置づけ
 - (3) 関係ある法令及び条例等
 - (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (5) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (6) 将来にわたる政策等の費用と効果
 - (7) 形成過程における町民参加とその内容
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

- 第12条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

- 第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決事件は、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。
- (1) 南風原町総合計画基本構想及び基本計画
 - (2) 南風原町地域防災計画
 - (3) 南風原町地域福祉計画
 - (4) 南風原町都市マスタープラン
 - (5) 南風原町農業振興地域整備計画

解説

第11条第1項では、町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定(提案に至る)過程を明らかにし、7項目(「必要性」「適合性」「適法性」「有効性」「効率性」「公平性」「協働性」)にわたる情報の提供をすることを定めています。第2項では、議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

第5章 会議の運営

(自由討議の保障)

第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互間の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

(委員会の活動)

第15条 南風原町議会委員会条例(昭和62年南風原町条例第18号)の規定による常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。

2 委員会の審査又は調査に当たっては、町民に対し資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

4 委員会は、町民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するよう努めるものとする。

【総務民生常任委員会】

町の財政や福祉(医療・保育・介護)、防災や環境衛生などを審査及び調査します。

【経済教育常任委員会】

道路や公園整備、商工農業振興、学校教育、生涯学習、伝統文化などを審査及び調査します。

【議会広報常任委員会】

議会活動を広報紙などで町民の皆さんにお知らせします。

【議会運営委員会】

議会活動をスムーズに進めるために開かれます。

議会の進め方やルールを決め、議会活動をスムーズに進めるために開かれます。定例会の日程も議会運営会で協議します。

解説

第15条(委員会の活動)では、議会の本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査・調査することを規定しています。

議会基本条例の特徴は？

基本条例は9章28条からなります。【前文】では、議員の資質向上、情報公開と住民参加の推進など、町民の信託に応える決意を述べています。

◆ 町民との意見交換会

議会活動報告会や各種団体との懇談の場を持ち、町民の議会活動参加の機会を確保します。

◆ 一般質問の充実

対面式とし、緊張関係を保ちます。また、答弁書の事前配布や反問権(町長等が議員へ逆質問)で論点の明確化に努めます。

◆ 議員間の自由討議

賛否を多数決で決めるのみでなく、多様な意見を出し合い、議員相互間の議論を尽くします。

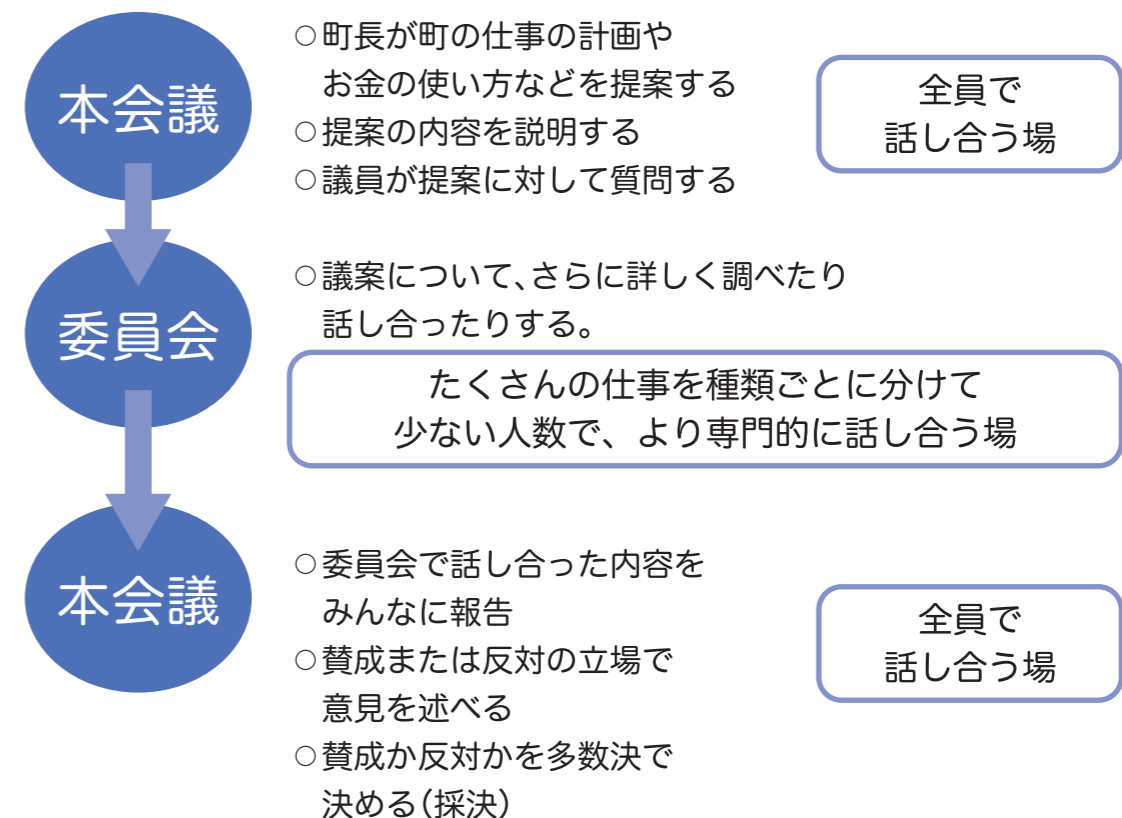
◆ 政務活動費の創設

政策提言・政策提案の充実を図るため、議員の調査研究に必要な経費の一部を交付します。議員の資質向上に努め、使途の透明性を確保します。

◆ 情報公開の充実

すべての議会を原則公開とし、インターネット中継や議会だよりなどを通して、町民が議会と町政に関心を持つよう、情報の公開に努めます。

◇ 町議会は次のような流れで進められます。 ◇



第6章 議会・議会事務局の機能の強化

(議会の機能強化)

第16条 議会は、町長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査研究機関及び検討会等の設置)

第17条 議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

3 議会は、町政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、町民との研究会を開催することができる。

(政務活動費)

第19条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう町政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、町民に対して用途を説明する責務を有する。

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表すること等により、用途の透明性の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(広報広聴の充実)

第22条 議会は、町政に係る重要な情報を、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

◆自宅や会社でも議会中継を見ることができます◆

「議会の活動が分からない」
「行きたくても時間が合わない」
の声に応えるため、議会映像をインターネットで配信しています。

南風原町ホームページ左側の
下記ボタンをクリックしてください



▶ 町議会中継

南風原町ホームページ URL
<http://www.town.haebaru.lg.jp>

解説

第16条では、議会が持つ執行部の監視及び評価機能や、政策立案・提言機能の強化を図ることを定めています。議会の活動原則を定めた第2条第3号の規定を踏まえ、「町民本位の立場」から、監視、評価を定めたものです。第19条では、政務活動費について規定しています。政務活動費は請求のあった議員個人に対し、平成26年度から交付を開始し、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう積極的に活用することと規定しています。

解説

第22条では、町議会は現在、町議会ホームページで随時情報提供を行うほか、各定例会後に議会だよりを発行し、広報活動を行っています。また、平成25年6月に「南風原町議会中継システム整備事業」を実施し、議場内のマイク、HDカメラ、制御システム、音響等の機器を新設したことで、インターネットによる映像配信(生中継及び録画放送)が可能となり、平成25年12月定例会から配信しています。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の基準は、町の人口、面積、財政力及び事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

(議員の報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬は社会経済情勢、本町の財政状況、類似する他町村の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

解説

第23条では、議員定数は、既存の定数条例で定めていることを規定し、第24条では、議員報酬は、既存の報酬条例で定めていることを規定しています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、町民全体の代表者として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

解説

第1項 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第27条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 南風原町議会の議決すべき事件を定める条例(平成17年南風原町条例第20号)は、廃止する。

解説

第26条では、この条例が本町議会における最高規範であり、議会に関する条例等は、この条例の趣旨に反する条例等は制定してはならないことを定めています。

第28条では、この条例が4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定しています。検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講ずることを定めています。最後に、見直し手続(一部改正)を行う際には、町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。



編集・発行 南風原町議会

〒901-1195

沖縄県南風原町字兼城686番地

電話 098-889-3097 FAX 098-889-4499

ホームページアドレス <http://www.town.haebaru.lg.jp/>